

徳島県エコショップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境保護、ごみ減量及び資源化などに配慮している小売店等をエコショップ（環境にやさしい店）として認定し、広く県民にPRし、理解と協力を求めることにより、ごみの減量化・再生利用を図ることを目的とする。

(エコショップ)

第2条 エコショップは、次のいずれかの事項を実施している店とする。

- (1) 包装紙、袋等の簡素化等簡易包装に努めること。
- (2) トレイ等を使わずに販売すること。
- (3) 買物かご持参等のPRなどにより、買物袋の削減に努めること。
- (4) 環境保全型商品（エコマーク・グリーンマーク商品等）の積極的な取り扱いに努めること。
- (5) 空き缶、牛乳パック、トレイ等の資源回収ポストの設置やリサイクルステーションの提供等地域の資源回収拠点となり、リサイクルに積極的に取り組むこと。
- (6) 取扱商品のリサイクルや修理、リフォームを行うこと。
- (7) 店や事務所から出るごみの資源化や広告チラシ、事務用紙等への再生紙の使用を積極的に取り組むこと。
- (8) 創意工夫により、ごみの減量化及び資源化を行うこと。

(エコショップの申し込み方法)

第3条 エコショップを希望する小売店等は、エコショップ申込書（様式第1号）をその店の所在する市町村役場に提出して申し込むものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、県に直接提出し申し込むことができるものとする。

(認定)

第4条 市町村は、前条の申し込みを受けて第2条のいずれかに該当すると認める場合は県に報告するものとし、県は、これをエコショップとして認定する。

- 2 県は、前項の認定を行うときは、とくしま環境県民会議（以下「会議」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 県は第1項の認定を行ったときには、エコショップ認定証（様式第2号）及びエコショップ認定ステッカーを市町村を通じて交付する。
- 4 認定する期間は、認定の日から3年間とし、辞退の申し出のない場合は、認定が延長されるものとする。

(協力内容)

第5条 エコショップとして認定された小売店等は、エコショップ認定ステッカーを店頭等の人目につくところに表示するとともに、第2条に定める事項の実施に努め、ごみの減量化・再生利用を推進するものとする。

2 エコショップは、前年の4月1日からその年の3月31日までの実施内容を、毎年4月30日までに、又は県の請求があったときはその都度、エコショップ実施内容報告書(様式第3号)により市町村を通じて県に報告するものとする。

(認定取消し)

第6条 市町村は、第2条各号に規定する事項を実施していない小売店等に対して、実施の働きかけを行うことができるものとする。

2 市町村は、前項の働きかけに応じない小売店等があるときは、県に報告し、県は、認定の取消しを行うことができるものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、前項の働きかけを県が行い、認定の取消しを行うことができるものとする。

3 県は、前項の認定の取消しを行うときには、会議の意見を聴くものとする。

(事業の推進)

第7条 県、市町村および会議並びにエコショップは、ごみの減量化・再生利用を推進するため、環境保護、ごみ減量および資源化にかかる事業を協力して実施するものとする。

(広報)

第8条 県、市町村および会議は、エコショップの推進について小売店等に働きかけを行うとともに、県民に対し、エコショップについての理解を求め、PRするものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成6年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。